

# 浜松市カメムシ被害対策支援事業費補助金について

市内の果樹園、水田に発生するカメムシによる農業被害を防ぎ、安定した食料生産を図ることを目的として、カメムシ駆除に要する薬剤購入費等に対する費用の一部を補助します。

※予算より申請額が超過した場合は、予算内で按分を行います。

- 対象事業 ● 水稻又は果樹を対象にカメムシ防除に要する薬剤購入費等に対する費用の一部を補助
- 対象者 ● 令和6年確定申告等の農作物の販売金額が50万円以上の市内居住農業者(個人・法人)
- 対象農地 ● 市内で水稻又は果樹の耕作をしている農地  
※ただし、補助対象者が所有する、又は適法に貸借し、若しくは農作業受委託契約等による権原を有する農地に限る
- 対象ほ場 ● カメムシに対する標準的な薬剤防除(2回)に加え、追加して1回以上の薬剤防除(以下追加防除とする。)を実施した、30a以上の対象農地内の同一箇所
- 補助内容 ● 対象事業費：対象期間内に追加防除のうち1回分の薬剤購入費又は事業者に依頼する委託費(噴霧器等の散布用資材は含まない)  
※ただし支払日が令和7年4月1日から12月31日のものに限る  
補助率：補助対象経費の1/3以内(百円未満切り捨て)  
限度額：追加防除1回分の面積30aあたり1,000円を乗じた額(百円未満切り捨て)
- 対象期間 ● 令和7年8月7日～令和7年12月31日(追加防除の期間)
- 提出書類 ● 浜松市HPをご確認ください
- 提出方法 ● 下記まで直接又は郵送(メール、FAXは不可)
- 提出先 ●
  - 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 電話：053-457-2332  
農業振興課 生産環境グループ(市役所本館6階)
  - 〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀305 電話：053-523-1113  
農業振興課 北部農業グループ(北行政センター3階)
  - 〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢3000 電話：053-585-1117  
農業振興課 浜北農業グループ(浜名区役所3階)
  - 〒431-3314 浜松市天竜区二俣町二俣481 電話：053-922-0030  
農業振興課 天竜農業グループ(天竜区役所 南館1階)
- H P ● <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/noushin/20251125.html>

↓ 詳細はHPへ↓

裏面も  
ご覧ください

申請締切 令和8年1月30日(金)必着



■交付対象圃場の例■

4/1

8/7 ← 追加防除期間 → 12/31

(ア)	1回目  120a散布	2回目  60a散布	3回目  30a散布	面積：A (30a) 申請可 経費：3回目のAの散布に要した 薬剤費、又は委託費申請可	 《凡例》 ■ : 敷布を行った面積 □ : 敷布を行っていない面積	
(イ)	1回目  60a散布	2回目  60a散布	3回目  120a散布	3回目散布を行っていないため 申請不可		
(ウ)	1回目  60a散布	2回目  60a散布	3回目  10a散布	3回目散布の面積が30a以下そのため 申請不可		
(エ)	1回目  40a散布	2回目  40a散布	3回目  30a散布	面積：A、B、C (30a) 申請可 経費：3回目のA、B、Cの散布に要した 薬剤費、又は委託費申請可		
(オ)	1回目  30a散布	2回目  30a散布	3回目  30a散布	4回目  120a散布	5回目  120a散布	面積：A、B、C (90a) 申請可 経費：5回目のA、B、Cの散布に要した 薬剤費、又は委託費申請可
(カ)	1回目  120a散布	2回目  90a散布	3回目  60a散布	4回目  90a散布	面積：A、B、C、D (120a) 申請可 経費：3回目のA、4回目のB、C、Dの散布に 要した薬剤費、又は委託費申請可	
(キ)	1回目  120a散布	2回目  120a散布	3回目  120a散布	8/7以降に3回目防除が条件のため 申請不可		
(ク)	1回目  120a散布	2回目  120a散布	3回目  120a散布	4回目  30a散布	面積：A (30a) 申請できる 経費：4回目のAの散布に要した薬剤費 又は委託費申請可	